

【論説】

相互行為の秩序を探究する

－「会話分析」のアプローチ－

北村 隆憲

目次

〔概要〕

- 1 会話分析の特徴
 - 1.1 「参加者の観点」から分析する
- 2 日常会話の秩序
 - 2.1 「順番交替」の秩序
 - 2.2 「行為連鎖」の秩序と「隣接ペア」
 - 2.3 「優先性」の秩序
 - 2.4 「修復」の秩序
 - 2.5 会話における「相互理解」
 - 2.6 実際の会話による例証:「お小遣い程度の仕事は何を？」
- 3 制度的相互行為の会話分析
 - 3.1 「制度的会話」の相互行為の特徴
 - 3.2 評議会話の具体例を観察する:質問と返答
 - 3.3 評議会話を分析する
- 4 小括

〔会話分析で用いられる記号〕

〔参考文献〕

〔概要〕

本稿は、「法」を含む社会秩序の多様なトピックについて、エスノメソドロジーと会話分析のアプローチから探究することを目的とする、個別の論文群の一つである。本稿では、「会話分析」を取り上げる。

会話分析(CA)は、サックス、シエグロフ、ジェファースンらによってアメリカで始められた社会学的な研究方法である。CA は、社会成員が日常生活のあらゆる場面で行

「相互行為としての会話」の秩序を、固有の文脈に即しながら、同時に、一般性のある洞察を生み出すことができる、社会秩序の探究方法である。ここでいう秩序には、「誰がいつ話すか」を支配する順番交替の仕組みや、「ある行為がどのような行為へとつながるか」という行為連鎖、会話中で生じるトラブルをいかに扱うかを示す修復の組織などが含まれる。会話分析は、その後、日常会話以外の発話交換システムである、医療場面、教育場面、法場面などで生じる「制度的会話」についても、応用的研究が展開され、その研究手法は、社会学を超えて様々な分野で、実際のコミュニケーションの展開を精密かつ体系的に分析できる研究法として発展してきた。

本稿では、図表も用いつつ、会話分析の基本的な考え方について、解説する。

1 会話分析の特徴

会話分析(conversation analysis, 以下 CA と呼ぶ)は人々が他者との間で行う実際に生じている相互行為としての会話(talk-in-interaction)を分析して、その固有かつ一般的な組織構造を詳細に探究するアプローチである(Sacks, Schegloff & Jefferson 1974=2010; シェグロフ 1980=2018)。対象となるのは言語的表現だけではない。表情、身ぶり、視線、人工物の利用など、さまざまなモードが相互行為に組み込まれている。また、CA は日常的な会話だけでなく、法廷、診療室、教室などの「制度的会話」の分析のためにも利用され、これらの制度的目的や条件の下で繰り返られる相互行為の秩序の探究に関する多くの知見をもたらしてきた。こうした研究成果は、言語学、コミュニケーション論、文化人類学、教育学、工学など、多岐にわたる分野で応用されている¹。

サックスは、「相互行為のあらゆるところに秩序が存在する」と主張した(Sacks 1992:597)。この秩序は、人々が相互行為を行う際、共有された方法に基づいて発話と行為を積み重ねることによって生み出される。しかし、この秩序を形成する方法は非常に複雑で、行為者自身も意識していないことが多い。そのため、この複雑な秩序を理解するためには、直観や理論のモデルに依拠せず、実際に生起する相互行為を詳細に観察し分析する必要がある。既存の理論やモデルから仮説を導出して検証する手続きに頼ると、現象があらかじめ研究者によって枠づけられ、発見されるべき秩

¹ 会話分析についての日本語による入門的な解説としては、前田・水川・岡田(2007)、串田・平本・林(2017)、高木・細田・森田(2016)などがある。また、会話分析と、その源流であるエスノメソドロジーと法学・法研究との関連については、樫村(1989)や北村(2021b, 2023a, i)を参照されたい。さらに、この観点から実際の法的相互行為を分析した最近の経験的研究例としては、小宮(2011)、樫田・北村・岡田・米田(2023)、森本他(2023)などが挙げられる。英語のハンドブックとして、Sidnell et als. (2012)がある。これらを踏まえた内外の法研究における会話分析アプローチのレビューとしては、北村(2018)がある。ただし、筆者は、エスノメソドロジーに基礎づけられた会話分析のアプローチを「相互行為分析」と呼ぶことがある。

序が見過ごされる危険がある。よって、CA は現場データへの直接的な着目と、そこから導かれる分析に基づく経験的な研究方法を重視する。

CA は研究者に、参加者が現場ごとに固有な状況条件の中で互いに理解可能な相互行為の秩序を生み出す方法を、詳細な観察を通して捉えるよう促す。参加者は、その場の固有の条件に応じた行為を次々に連鎖として結びつけていく一方で、その行為連鎖を特定の会話現場を超えた一般的な組織にも位置づける。CA は、個々の事例ごとの独自性と、そこに内在する普遍的な秩序とを切り離さずに探究することで、特定の会話を超えた一般性をもつ、実際に自然に生じる多様な人間のコミュニケーションのプロセスと方法を描き出そうとする。

1.1 「会話参加者の観点」から分析する

言語や会話を研究する方法は数多く存在するが、会話分析は独自の特徴をもっている。その最も重要な点の一つは、「会話参加者たち自身がつくりだしている相互行為の文脈」に即して、または「会話参加者たちが行うやり方で」(Maynard 2006:488)相互行為を分析することである。本稿ではこれを、「会話参加者の観点」から分析すると表現しておく。

会話は「会話参加者たち」による「やりとり」である。つまり、会話という相互行為は、参加者の発言や行為、それらへの応答が連続して展開するものであり、その一つひとつを参加者たち同士が「何をしているのか」(意識的ではないにせよ)理解し、組み立てている。したがって、会話中の特定の発言を、その周囲の流れ(文脈)から切り離して、単独で取り出して解釈しようとすることは、参加者たちが実際に用いているやり方から逸脱したものとなってしまう。その結果、その発言がその相互行為に参加している人々にとって固有の状況で「何を行っているのか」を適切に理解することができなくなる。

たとえば、A が「今何時ですか?」と発言したとしよう。この発言だけを見れば「質問」と理解されるだろう。確かに、その構文は疑問文である。しかし、この発言が大学の授業中に起きたとする。授業開始時間の 3 時から 30 分も過ぎて入室してきた学生に対して、教師がこの発言をしたとしたらどうか。

その場で学生 B が「すいません」と返答した場合、B は A の発言を「謝罪」をもって応じるべきもの、すなわち一種の「非難／叱責」として理解したことになる。なぜなら、壁には時計が掛かっており、教師が本当に時間を知りたいわけではないことは明らかである。B は、「教師が何故今さら時間を尋ねるのか」という点を文脈的に考慮して、「遅刻」をとがめられていると判断し、「謝罪」を適切な応答として選んだわけである。もし B がこれを単純な「質問」と理解して「3 時半です」と答えたなら、教師は怒りだすかもしれない。つまり、参加者はその状況や前後関係を踏まえて、発言が何を意味するのかを判断しているのである。

このように、会話の参加者たちは発言を単独で扱うのではなく、会話の進行や状況という「文脈」を互いに“分析”し合いながら、自他の発言や行為の意味を理解し、産出している。その際、文脈は会話が進むにつれてその都度更新・修正されていくから、発言や行為と文脈は「相互反映的」(Garfinkel 1967)な関係にある(Heritage 1984)。つまり、文脈と行為は互いを参照しあいながら絶えず精緻に組み立てられ続けていくのである。

「会話分析」という名称に含まれる「分析」とは、研究者が外部から理論やモデルを持ち込み、その会話を解釈することではない。むしろ、相互行為に参加している人々自身が、日常的な相互行為能力を用いて行っている「分析」である。研究者は、会話参加者たち自身によるこの「分析」を、会話中に観察可能な詳細（発言の構成[composition]や、どの位置[position]で産出されているか、その発言の次の発言が前の発言をどのように理解しているか、など）に基づいて、できるかぎり洞察に満ちたやり方で忠実に記述しようとする。これによって、研究者は会話参加者たちが何を考慮し、何を指向しているのかというエビデンス（証拠）を得ることができる。

先の例では、B が「謝罪」として解釈できる発言を A の先行発言直後に行っていることが、B が A の発言を「非難／叱責」と理解したことと証拠となる。さらに、その後 A が「今度から遅れないでね」といった反応を示せば、B の理解（A の発言は非難／叱責であった）が正しかったことが確認される。こうした詳細は、録音や録画をもとにしたトランスクリプトによって明示され、研究者の記述や発見が、相互行為上のエビデンスに基づくものかどうかを読者も検証できることになる。

要するに、外在的な観点からは「質問」と見える発言が、相互行為の文脈で「会話参加者たちが行うやり方」(Maynard 2006:488)見てみれば、実際には「非難／叱責」として理解されていたということである。会話分析は、「会話参加者の観点」に立ち、相互行為の固有の文脈に沿った分析を行うことで、人々が相互行為を通じて生み出す発言や行為の緻密な秩序を系統的に明らかにしようとするのである。

私たちの会話は、驚くほど秩序だった仕方では、瞬時に、しかも複雑につながりながら展開される。この精緻な秩序性を探究するため、CA では録音・録画した実際の会話資料を対象に、特殊な記号を用いて詳細な文字起こし（トランスクリプト）を行う（本稿の[付録]参照）。ここには、発言と発言の間のほんのわずかな間合い、声の高さや速度の変化、笑いの出入り、呼気／吸気音、発話の重なりなど、一見些細で無秩序に見えるような特徴も記録される。こうした微細な現象は、実は高度な秩序に裏打ちされており、それを理解することは、相互行為を成り立たせる方法を解明するうえで重要な手がかりとなる。言い換えれば、トランスクリプト記号は、現場の出来事を精密に観察し分析するためのツールであり、最終的に相互行為の方法を体系的に探究することを可能にするものである。

次節では、こうした分析を行う際の指針となる会話分析の基本的な考え方と知見を

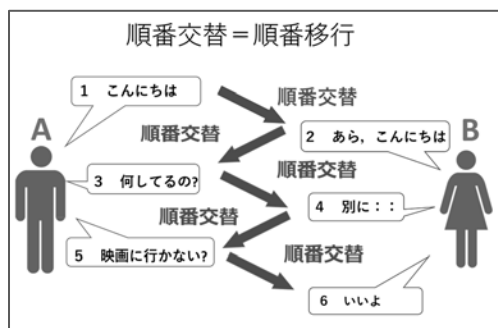
紹介し、第 4 節では、実際の短い会話例を使って、これらの観点が実際にどのように会話の秩序を深く理解するための助けになるかについて説明していく。

2 日常会話の秩序

2.1 「順番交替」の秩序

もし、複数の参加者の中の一人だけがずっとしゃべり続け、他の人が全く発言をせずに参加者たちが分かれていったならば、もはやそれを「(日常)会話(conversation)」とは言わないだろう(「演説」や「授業」ならそれも有り得るだろうけれど、それらは日常会話とは異なるものである)。つまり、日常会話は、会話参加者たちが一度に一人ずつ発言をする機会としての「発言順番(ターン)」が、通常、素早く順次交替していく相互行為である。日常会話では複数人による同時発言や発言間の長い沈黙はあまり生じずに²、会話参加者の間でスムーズに、発言者が交替する「順番交替ないし順番移行(turn-taking)」が実現していく。次の【例 1】³と【図 1】の会話では、A と B との間で発言順番の交替が生じている。

【図 1】



² 実院には生じる場合があるが、このアプローチからその理由も体系的に理解することができる。

³ 会話分析による研究では仮設的な会話は用いないが、本稿では説明の便宜のために用いる場合がある。

【例 1】

1 A: 何してるの？	発言順番 1	順番交替
2 B: 別に	発言順番 2	順番交替
3 A: 映画に行かない？	発言順番 3	順番交替
4 B: いいよ	発言順番 4	順番交替

私たちは、順番交替により発言順番を手に入れることで、その会話と会話を通じて行われる活動にはじめて参加したり寄与したりすることができるのだから、会話参加者の間でどのようにして発言順番が交替していくかは、会話参加者たち自身にとって重大な関心事である。しかし、私たちは普段、どのように順番交替を行って会話をしているのかを意識的に考えずとも、当然のようにスムーズに発言順番を交替させて会話を行っている。会話分析の初期の研究は、順番交替がどのように秩序づけられているのか(順番交替の組織／秩序)を発見し、次のような「規則群」(Sacks, Schegloff and Jefferson1974=2010)として定式化した。

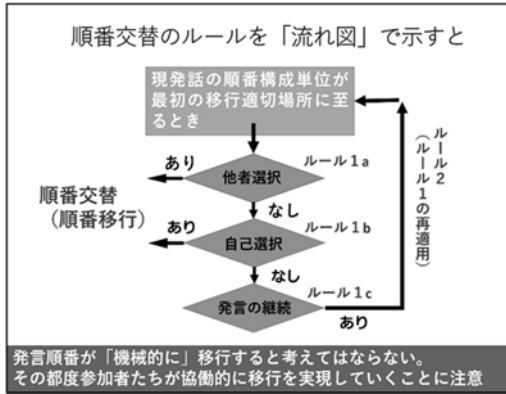
- (1)あらゆる順番において、最初の順番構成単位が順番移行に適切な最初の場所に至ったとき、
 - (a)そこまで現在の発言順番が、次の話者を選択するように組み立てられていれば、その選択された者が次の発言順番を取る権利・義務を得て、順番が替わる(他者選択)。
 - (b)そこまで現在の順番が次の話者を選択するように組み立てられていなければ、現話者以外の者が自己を次話者として選択してもよい。その場合、最初に発言を開始したものが発言権を得て、順番が替わる(自己選択)。
 - (c)そこまで(a)も(b)も生じていなければ、現話者が話し続けることができる。
- (2)最初の順番構成単位が順番の移行に適切な最初の場所に至ったとき、(1a)も(1b)も実行されず、かつ(1c)によって現話者が話し続けるならば、次の順番移行適切場所において、(1a)～(1c)が再適用され、順番移行が生じるまで同様のことが繰り返される。

この「規則群」を分かりやすく言い直してみよう。まず、現在発言をしている人(現話者)の最初の発言(の構成単位である文、節、句、語など)が終わろうとしている場面を想像してほしい。その言語に精通している者にとって、発言の文法構造やイントネーションなどに基づいて発言順番がどのように組み立てられているかに注意を払うことによって、現在の話し手の発言がどの時点で完了するかをほぼ予測することができる。そして、発言が終わってもよい場所(「完了可能点」)は、発言権が別の参加者に

移行することが「適切」となる場所(「順番移行適切場所」)でもある。この時、次話者への発言順番の移行は 2 つのやり方で生じる。第一の方法は、現話者が次話者を指定する順番交替の仕方である(ルール 1a)(「他者選択」)。それを行う典型的な方法は、「質問」、「誘い」、「挨拶」などの行為を体現する発言(後述の「隣接ペア」)の第 1 成分。例えば、「映画に行こうよ」を、名前や社会的役割(「北村君」、「先生」)あるいは視線などを使って特定の会話参加者に宛てる方法である。「質問」や「誘い」を向けられた相手は、それに対する応答を行うことによって次話者となり、順番交替が実現することになる。第二の方法は、現話者が「他者選択」を行わずに自己の発言を終了する際に、現話者以外の参加者が自分を次話者として選択して発言を開始するやり方である(ルール 1b)(「自己選択」)。この二つの選択肢には優先順位があり、他者選択がない場合に限って自己選択をしてもよい。そして、他者選択も自己選択も生じない場合には、現話者が話し続けてもよい(ルール 1c)。そして、現話者が話し続けていれば、発言が終わってもよい場所(つまり、次の「順番移行適切場所」)が再びやってくるから、そこで再度上記(1a)から(1c)のルールが再適用されて(ルール 2)、現発言が進行しこの規則の“ループ”が再度生じると、このプロセスのどこかにおいて順番交替が少なくとも一度は生じることになる(最終的に、全く順番交替が生じなければ、そもそも会話は生じなかったか、終了したことになる)。

会話への参加がどのようなパターンで生じようとも、順番交替は、現話者の順番の移行適切場所がやってくることに「局所的に」(現話者と次の話者との間で)、これらの「ルール群」の適用を通じて、「会話の参加者たち自身によって」、秩序だって実現されるのである。この「規則(ルール)」「メカニズム」は、私たちが会話(日常会話)を行っているときに常に考慮に入れているものであり、個別の相互行為の特定の文脈には依存しない一般性を持つものであるとともに、その実際の使用の場面では特定の相互行為の多様な文脈に敏感なやり方で作動する。この順番交替のロジックを流れ図にしてみると次のようになる(図 2)。ただし、この図を、順番交替が「機械的に」作動することを示唆するものと考えてはならない。会話の参加者たちは、このルールの規範的な枠組みを背景として参照しつつ、その都度、会話の特定の文脈の中で、協働的に順番交替を実現していくのである。

【図2】



このメカニズムは順番交替の「規則（ルール）群」と呼ばれているが、それは、人々が必ず従わなければならないものというよりは、私たちが様々な日常活動をするための背景的知識としていつでも考慮に入れているメカニズムという意味である。だから、知り合いに「映画に行こう」と誘われた

場合（つまり、(1a) の「他者選択」のルールにより自分が発言することが期待される状況）で、この「規則（ルール）」にわざと“違反”して「返答」をしないことによって相手を「無視する」という行為を行うこともできるのである。つまり、日常会話の順番交替の「規則（ルール）」といっても、法律のルールのような“強制的”なものというよりは、私たちが気が付かないやり方でいつも当たり前上手に実践している会話における発言者交替の「方法／やり方」を、精確に言語化したものといえる。

2.2 「行為連鎖」の秩序と「隣接ペア」

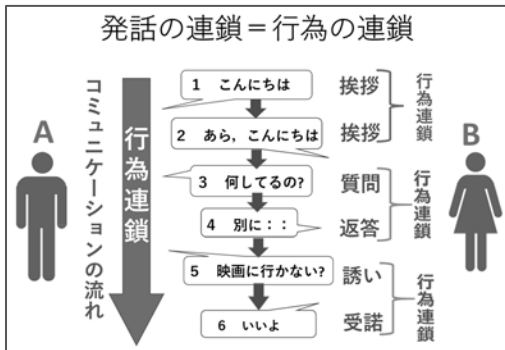
このように発言順番が交替していくと、会話参加者たちの発言が「連なって」（「連鎖」して）いくことになる。ここで大事な考え方は、私たちの発言は何らかの「行為」を行うというものである。例えば、「こんにちは」という発言は、「挨拶」という行為を、「映画に行かない？」という発言は「誘い」という行為を、（映画に誘われた後の）「いいよ」という発言は「受諾」という行為を、それぞれ行っていると考えておこう（実際には、ある発言が特定の「行為」を行うものであることを分析上確定するためには詳細な検討を必要とする）。つまり、会話において発言が次々と「連なって」いくということは、その発言によって体现される「行為」が連鎖していくことを意味する。そして、このような発言が体现する「行為」の連鎖は、次々と無秩序に偶然その位置に生じるのではなく、会話参加者たちがお互いの行為の間に特有の関係性を打ち立てながら秩序だったつながり（「行為連鎖」と呼ばれる）として組み立てられていくことが知られている。

行為連鎖として二つの行為が特定のやり方で結びついた最小限の行為連鎖は「隣接ペア(adjacency pair)」と呼ばれる。例えば、「誘い」や「挨拶」という行為は、何らかの応答行為（受諾／拒絶）を要求するものである。このように、私たちが発言によって行う行為のなかには、2 つの行為がペアとなって連なるものがある。例えば、「挨

挨拶—挨拶」、「質問—回答」、「誘い—受諾／拒絶」、「依頼—拒絶／受諾」、などがそれにあたる。このように、異なる話者による(独り言で自分に「質問」して自分で「回答」する場合には該当しない)、タイプにおいて対(ペア)となり(「質問」は「挨拶」とはペアとならない)、順序関係をもって関係づけられた(「回答」は「質問」の後ろに来なければならない)、規範的な関係(「質問」の後には偶然「回答」が来るわけではなく、「質問」されたら「回答」する「べき」ものとして強く期待される関係)にある行為連鎖が「隣接ペア」である。ペアの一つ目の部分を「第1成分」、二つ目の部分を「第2成分」と呼び、第1成分が産出される(言われる)と、第2成分が産出されることが「適切(relevant)」「強く期待される」となる。つまり、第1成分が産出されると第2成分が産出されることへの強い規範的な期待が生じる関係(「条件的適切性」と呼ばれる)にある。

先の会話を少し前後に拡張して、「隣接ペア」の関係を示したものが次の例2である。

【図3】



【例2】

1	A: こんにちは	挨拶	第1成分	隣接ペア 1
2	B: こんにちは	挨拶	第2成分	
3	A: 何してるの?	質問	第1成分	隣接ペア 2
4	B: 別に	回答	第2成分	
5	A: 映画に行かない?	誘い	第1成分	隣接ペア 3
6	B: いいよ	受諾	第2成分	

ここでは、1-2、3-4、5-6 行目のそれぞれが、最小限の行為連鎖である「隣接ペア」となっている。もちろん、「質問」を誰かに宛てたのに「回答」がなされない場合もある

だろう。その場合には、「聞こえなかったのかなあ、わざと意地悪して答えてくれないのかなあ」といった普通は生じない推論が生じたり、あるいは、質問者が再度「質問」を宛てることで「返答」を追求したりすることになる。そして、こうした推論や質問の追求が生じること自体が、「質問」（隣接ペア第 1 成分）には「返答」（隣接ペア第 2 成分）が産出される「べき」であるという隣接ペアに関する「条件的適切性」を規範的な背景として、「あるべきものが生じていない」という理解が会話参加者の間に共有されていることの証なのである。つまり、隣接ペアの第 1 成分に対する第 2 成分の関係は、事実として必ず生じる、というものではなく、規範的なもの（生じるべきものとして理解されている）なのである。「隣接ペア」は、会話を組み立てている基礎的な行為連鎖の単位であり、隣接ペア同士が独特の秩序だったやり方で組み立てられたり、隣接ペアが中心となり様々なやり方でそれが拡張されたりすることにより会話が展開されていくことが、会話分析の多くの研究により解明されている。

次の例 3 は、先の会話が前後に少し展開されたものである。

【例 3】			
1	A: 何してるの?	質問	第 1 成分
2	B: 別に	返答	第 2 成分
3	A: 映画に行かない?	誘い	第 1 成分
4	B: 何を見るの?	質問	第 1 成分
5	A: トム・クルーズの新作	返答	第 2 成分
6	B: いいよ	受諾	第 2 成分
7	A: 今すぐ行けるってこと?	質問	第 1 成分
8	B: 少し後だね	返答	第 2 成分

先行拡張

基本連鎖

挿入拡張

後続拡張

この場面で基本となる隣接ペア（「誘い」―「受諾」）を中心に、「隣接ペア」同士が秩序だったやり方で結びついている。つまり、前に（先行拡張）、後に（後続拡張）、中に（挿入拡張）という具合に、会話が広がって（拡張されて）いる。注意すべきは、これらの「拡張」は、単に主要な隣接ペアの「前に」「後ろに」「中に」偶然に産出されているわけではなく、「基本連鎖」との間に密接な関係を持っていることである。映画への「誘い」の前に、「何してるの?」という「質問」がなされており、B は「別に」と「返答」をしている。もし、2 行目で B から「今ちょっと忙しくしてるんだ」といった「返答」が返されていれば、A はそもそも 3 行目で映画に「誘う」という行為を行わないだろう。したがって、1 行目の「質問」は、「誘い」をすることができるか否かを確認する「準備行為」と考えられる。つまり、1 行目と 2 行目の行為は、それ自体が「質問」と「返答」という隣接ペアとなっているものの、単独に働いているというよりは、「（映画に）誘う」というこの会話部分での基本となる隣接ペアに密接に結びついて、行為連鎖が前方に拡

張していると考えられる(「先行拡張」)。また、「何を見るの?」という「質問」とそれへの「返答」(「トム・クルーズの新作」)も、それ自体「質問」と「返答」という隣接ペアであるが、同時に、B が映画の「誘い」に「受諾／拒絶」の応答をするためのもの(見る映画を確認してから返事をする)であるから、やはり基本連鎖と秩序だったやり方で強く結びついて基本連鎖の第 1 成分と第 2 成分との間に「挿入」されている(「挿入拡張」)。さらには、7 行目の A の発言は、B の 6 行目の「いいよ」という「受諾」が「今すぐ行ける」ということを意味するの否かを確認するものである点で、やはり基本となる隣接ペアと密接に結びついている(「後続拡張」)。

実際の会話は、隣接ペアを中心にして、それが複雑かつ精細に拡張して展開される)⁴。

このように、「隣接ペア」は、会話コミュニケーションの重要な構成要素であり、会話という相互行為を系統的に観察・分析するための不可欠の概念でもある。このような会話の行為連鎖において、どの位置でどのように構成された発言が産出されるのかは、会話の参加者たちの間で発言の意味についての相互理解をつくりだすために利用される考慮事項として、人間行動を分析するために決定的な重要性をもつものである。

会話分析では、録音データやトランスクリプトに示された会話の詳細を分析する際の有効な導きの糸となる言葉として、「なぜ、その発言を、その位置で、行うのか (why that now)」という「問い」を探究せよと言われる。つまり、各発言や行為は、会話の参加者がなぜ、そのような行為を、その位置において、行ったのか、ということを説明できるように検討すべきであるということである。重要なのは、先に示唆したように、この「問い」は、会話分析を使ってこの会話を研究する者にとっての「問い」であることに先立って、会話の参加者自身にとっての「問い」であるということである。会話参加者たちは、会話の流れ(行為連鎖)のなかにおいてこの「問い」と常に向き合っており、ある発言がどこで終わるのか、次の発言者は誰なのか、自分の発言に後続する発言者が先行発言をどのように理解したか、などについて常に相互にこの問いを「分析」することを通じて、会話のやりとりを相互に理解し生み出していくのである。したがって、会話「分析」は、研究者／分析者による「分析」ではあるものの、なによりもコミュニケーションに参加している人たちが自身がお互いに行っている「分析」をできる限り忠実に描き出そうとするものなのである。

2.3 「優先性」の秩序

隣接ペアの第 2 成分には複数の選択肢がある場合がある。例えば、「依頼」や「誘

⁴ 「先行拡張」「後続拡張」「挿入拡張」自体が隣接ペアとなっていることも多い。その場合には、「先行連鎖」などとも言われる。

い」の第 1 成分に対しては、第 2 成分として「受諾／拒絶」という二つの選択肢がある。第 1 成分で開始された「行為」を促進する第 2 成分の選択肢は「優先的」といわれ、通常「同意」することがこれに当たる。これに対して、第 1 成分で開始された「行為」を阻止する第 2 成分の選択肢は、「非優先的」な応答であり、通常「非同意」がそれにあたる。

「優先的／非優先的」という区別の意義は、「非優先的」な選択肢が発言される際には特徴的な現象が生じることによって示される。つまり、優先的応答の場合には、通常、「はい／うん／いいよ」などの明示的で端的な返答が即座に返されることが観察される。それと対照的に、非優先的な応答の場合には、沈黙や言いよどみや言い訳などが生じて、第 2 成分（非同意）自体の産出が遅延されたり生じなかったりすることが観察される。

例えば、私が相手に「映画に行かない？」と誘ったときに、優先的な応答の場合には、「行くよ！」（受諾）といったような、明確な返答が即時に返されることが多い。こうした優先的な応答は、隣接ペアの第 1 成分が開始した行為（ここでは、「誘い」）を肯定し、会話の流れを前にスムーズに進めることになる。

それに対して、相手が「うーん、そうだねー、ええと、ちょっと仕事があつてね……」等のように、沈黙や言いよどみなどの返事の遅延が生じると、誘いが「拒絶」されるに違いないと思うだろう。この場合、「行かないよ」といった明示的な「非同意」の言葉は産出されずに、理由や言い訳が付加されることが多い。例えば、「実は予定があつて」などである。その場合には、「行けない」という明示的な否定の言葉は含まれなくても、「誘い」が断られようとしていることはかなり明らかである。こうした非優先的な応答は、第 1 成分が開始した行為（「誘い」）を押しとどめて、会話の流れを一次的に停滞させるものである。

これらの観察は、私たちは、「誘い」を「拒絶」する場合にも、誘いを「受諾」することが好ましい選択肢であることを考慮に入れながら断ることで、相手との関係に悪影響を与えないように様々な社会的配慮の表現を伴わせつつ、「拒絶」という行為を行っていることを意味する。つまり、優先性の背後には、社会的な統合への配慮が存在するということである。

このように、優先性は、応答がどのように行われるかを理解する上で重要な手がかりとなる。優先的な応答が得られる場合、会話はスムーズに進行する。一方、非優先的な応答が選ばれる場合、遅延や追加説明が会話に新たな流れを生み出すことになる。

2.4 「修復」の秩序

私たちが会話に参加しているときに、様々な会話上の「トラブル」が生じることがある。例えば、発言中に、発音、文法、語彙選択などについて間違った使い方に気が

付いてやり直すことがあるだろう。あるいは、相手の言ったことの一部が聴こえなかったり、相手の発言の意味が理解できなかったりしたとき、聞き返したり、言い直したりすることによってトラブルの“修理”を行うことで、その「トラブル」を解消／解決すること（例えば、いい間違いには言い直し、聴こえなければ繰返し、誤解には言い換え、等の対処）があるだろう。こうした会話の相互行為における様々な「トラブル」を処理するメカニズムは、「修復 (repair)」と呼ばれる。

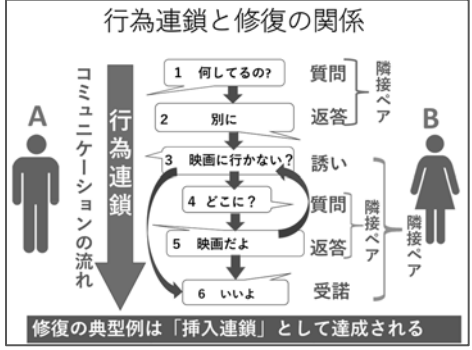
「トラブル」の種類は多様だが、修復の対象となる主なトラブルには以下のような種類がある。

1. 発話産出のトラブル: 言い間違い、言い淀みなど。例:「今日は金曜日、あ、いや木曜日だったね。」
2. 聞き取りのトラブル: 聞き逃し、音声が不明瞭な場合。例:「何て言った?」→「映画に行かないかって言ったんだ。」
3. 意味の理解トラブル: 発言の意図や内容が曖昧な場合。例:「その言葉どういう意味?」→「・・・ということだよ。」

これらの「トラブル」には、なんらかの「誤り／間違い」が含まれている場合もあるが、それが含まれていない場合にもこうした「修復」が行われることがある。また、逆に、「誤り／間違い」が含まれている場合にも、話し手は、聴き手に不要な注意を向けさせて話の流れを中断させないように、あえてその発言を「修復」しないということもある。このように、修復のメカニズムは、会話のスムーズな進行と相互理解を保证するための重要なプロセスである。

例えば、次の【例4】の 1 行目の A の「誘い」の言葉が、B にはどこかに誘っているのか聴こえなかったとして見よう。相手の発言が聴きとれない場合に私たちが頻繁に行うのは、「聞き返し」をすることである。実際に、B は「どこに」と聞き返し、A は「映画だよ」と言い直している。この時点で、映画に誘われていることを理解した B は、6 行目で「いいよ」と誘いへの受諾を行っている。したがって、ここでは、A の「映画に行かない?」という隣接ペアの第1成分の重要部分が聞き取れなかったために、第 2 成分となる返答ができず、聴き返しと言い直しを経て、もう一度改めて第1成分への返答をすることで、押しとどめられていた会話の流れが再び進行したことになる。

【図 4】



【例 4】

1 A : 映画に行かない?	誘い	第 1 成分	隣接ペア	隣接ペア
2 B : どこに?	質問	第 1 成分		
3 A : 映画だよ	返答	第 2 成分		
4 B : いいよ	受諾	第 2 成分		

B の「どこに?」という 2 行目の聞き返しは、A の 1 行目の発言の一部が聞き取れなかったというトラブルが生じたことを A に知らせる働きをして、B に 4 行目での言い直しを促している。修復操作の対象となる発言やその一部(ここでは、「映画(に)」)は「トラブル源(trouble source)」, トラブルの発生を知らせる発言(ここでは、「どこに?」)は「修復の開始」、また、トラブルを解決する発言(ここでは、「映画だよ」)は「修復の実行」と呼ばれる。したがって、ここでの修復は、A と B との 3 つの発話順番を通じたプロセスを通じて実現されているわけだ。つまり、修復には以下のプロセスが含まれることになる。

1. トラブル源:修復される対象(A の「映画に(行かない?)」という発言)
2. 修復の開始:トラブルの表示(B が「どこに?」と聞き返す)
3. 修復の実行:トラブルの解決(A の言い直し)

また、修復のプロセスが生じるのは、必ずしもある発言やその一部が間違っている場合に限らない。間違っていないでも修復が生じることがあるし、また、間違っていないでも修復が生じないこともある(例えば、会話上の軽微な問題と相手が見なせば、わざわざ聞き直して会話の流れをいったん止めることをしないかもしれない)。

修復には、「自己修復」と「他者修復」がある。トラブル源の発言を行った者が行う修復は、「自己修復」である。トラブル源の発言者以外の参加者が行うものが、「他者修

復」と呼ばれる。また、修復の開始と修復の実行は区別されるから、修復は以下の 4 つのパターンに分類される。

1. 自己修復開始 → 自己修復実行
例:「今日は月曜日…あ、いや火曜日だね。」
2. 自己修復開始 → 他者修復実行
例:「あの人の名前は何だっけ?」→「田中さんだよ。」
3. 他者修復開始 → 自己修復実行
例:「何て言った?」→「映画に行かないかって言ったんだ。」
4. 他者修復開始 → 他者修復実行
例:「さっきの話, どういう意味?」→「つまり, こういうことだよ。」

このように修復は、会話のトラブルを修理して会話の秩序を維持し、コミュニケーションを成立・維持するための基盤的な仕組みである。このプロセスを通じて、会話における人々の相互理解が維持・刷新されていく。

2.5 会話における相互理解

発言順番が交替し、行為とそれへの応答のやりとりが秩序だったやり方で結びついていくことで日常会話が展開される。会話参加者たち自身が自他の行為をこのように秩序立ったやり方で結びつけていくことができるのは、彼らの間に、自他の発言を通じてどのような行為が行われているのか(つまり、その発言の意味)についての一定の「相互理解」が成立しているからである。そうした「相互理解」は、発言や行為を結び付けていくことによって会話参加者たち自身が生み出していく。

先に述べた「修復」のプロセスは、コミュニケーション上のトラブルを解決して、会話者間に相互理解を打ち立てるための基本的なメカニズムであることは明らかだろう。しかし、会話において相互理解が達成されるのは、修復のプロセスにおいてだけではない。より一般的には、発言のやり取り、つまり、相互行為それ自体のなかに、会話参加者たちの間に相互理解を生み出していく働きが内蔵されているのである。

会話分析が見出した会話の秩序の本質的な一特徴は、各参加者の産出する行為としての発言が、「文脈に依存するとともに文脈をつくりだす(context-shaped and context-renewing)」という「二重の文脈性」をもつことである。つまり、一方で、現発言は先行発言とりわけ直前に隣接する発言の文脈を考慮することなしには産出することができない点で、現発言は先行文脈に依存する。他方で、現発言は次発言を経験的に予想させ規範的に要求することにより次話者が産出する行為の文脈を新たにつくりだす。その際、現発言は多様なレベル(先行発言が完了したか否か、その発言でどのような行為が行われているか、その発言は誰に宛てられているか、それに応答すべきか否か、など)において先行発言についての自己の理解を表示し証拠立てる。

このようにして、行為としての個々の発言順番が次々と連鎖していくことを通じて、次の行為が産出される文脈と先行行為を理解する文脈とが繰り返し刷新され続けるのである。このように、相互行為としての会話は、参加者たちの発言順番の一つ一つの進行ごとにリアルタイムの動態的過程として組織化されていく「秩序」なのである。この「発言順番ごとに」組織化されていく秩序化の継続的プロセスは、「相互主観性（相互理解）の連鎖的アーキテクチャー(the sequential architecture of intersubjectivity)」(Heritage 1984)と呼ばれる。

つまり、「相互理解」は予め参加者間に共有されているわけではなく、参加者たちが日常活動を行う中での相互行為の一步一步の展開を通じて、漸進的で連鎖的なプロセスとしてつくりあげられていく。会話における相互理解は、あらかじめその発言がどのような意味をもつ行為であるのかについての解読表を脳内に共有して開始されるわけではなく、コミュニケーションの参加者たちが、発言を一つ一つやりとりしていくリアルタイムの展開の中において、そこで行われている諸活動としての相互行為の流れとともに、漸進的に進行・実現していく出来事なのである。

以上は、会話分析の考え方のごく一部についての、ごく単純化した仮設の会話例を用いた、ごく単純化した説明に過ぎない。「他者選択」、「自己選択」、「隣接ペア」、「優先性」、「修復」といった概念に言及したが、会話にこれらの諸概念を機械的に当てはめることが相互行為分析の「分析」なのではない，ということに注意してほしい。これらの概念は、参加者たちが会話の中で(意識的ではないにせよ)常に暗黙のうちに考慮に入れている(指向している)事柄——つまり、社会成員自身が用いている方法／やり方——であることが、会話分析の先行研究により十分に証拠立てられているものであるにすぎない。それが「隣接ペア」といった専門用語として提示されているのである。したがって、それらの概念を会話データに当てはめることは、会話の中で生じている出来事(研究対象)についての一つの特徴付けではありうるものの、実際の分析では、その出来事のもつ固有成・具体性において、コミュニケーションを解明することが求められる。つまり、会話分析が目指すのは、研究対象としての発言や行為の特徴が、「そのことばや身体的行為により、その参加者によって、相互行為のその地点において、他の参加者たちにそのように理解されるやり方で、何らかの特定可能な実践により」(Schegloff 2007 : 252-253)いかにして実現されているかを明らかにすることである。言い換えれば、その会話という相互行為について、特定の状況を超えた一般的な特性を有するとともに、特定の局所的な状況における文脈に敏感に実現されている実践的な方法によって、社会生活の様々な発言や活動がどのように秩序だったものとして生み出されているのかを解明することが会話分析による「分析」なのである。

2.6 日常会話による例証:「お小遣い程度の仕事は何をやるんすか？」

下の【抜粋1】の会話を見てみよう。【写真1】は、この会話の場面における会話参加者たちの位置関係を示している。ここでは3人の大学生が、企業の研修会で、将来、会社などを退職した後の人生について語り合っている。これは、純粋な「日常会話」ではなく、研修会という制度的場面で生じている「制度的会話」の一例である。つまり、研修会という特定の目的(ここでは「定年後の人生設計」)に向けた議論が求められていると言える。ただ、そうであっても、この章の目的にとっては充分有用な会話データと考えられる。

AはBに対して、退職後に「お小遣い程度の仕事」として何をやるのかを尋ねている。この3人のやりとりは、会話中に笑い声が混じることからもわかるように、楽しいな雰囲気で行われている。実際の会話の音声を聴けば、その雰囲気がさらによく伝わるだろう⁵。

【写真1】「お小遣い程度の仕事は何をやるんすか？」の場面



【抜粋1】は、会話分析で用いられる特殊な記号を、あまり複雑にならない程度に付与したトランスクリプトである。記号の詳細については、章末の[付録:会話分析で用いられる記号]を参照。

⁵ このビデオ・クリップを次のアドレスで視聴できる。

<https://www.youtube.com/watch?v=Ea6PH65-56E>

【抜粋 1】「お小遣い程度の仕事は何を？」

- 1 A: お小遣い程度の仕事は何を (0.6) やるんすか?
- 2 B: えー, なんですかね=なんか:, (0.8) 引退するまで
- 3 仕事をしているでえ:, それまでに: (0.4) なんか
- 4 見つけれたらなあ: とおもうんですけど.
- 5 A: あ: : 例えばどんな 系の?
- 6 B: え, ぜんぜんわかんないなあ. (3.0) なんだろう.
- 7 (1.8)
- 8 C: バイオリンの先生
- 9 B: h や h uhuhuhhh: [hh
- 10 C: [街の.
- 11 A: 街の:,
- 12 C: 街のバイオリンの先生.
- 13 B: なんかあれだよな. 仕事でえ:, なんだろう=
- 14 C: =街の合気道の先生.
- 15 B: ↑あ: 合気道をね:, 続けてたらいいかもしれないね=
- 16 =自分が何かを教えていたりするのいいかもしれないね.
- 17 C: チクセンのおばさんよりもそうなんか教えていたい?
- 18 B: チクセンで何?
- 19 C: チクセン. 地区センター.
- 20 A: 地区センターのお h ば h さ h ん h

会話コミュニケーションは、常に瞬時に進行していく。この会話例でも、3 名が素早いテンポで次々と発言を交わしている。こうした高速なやりとりであっても、「何について(what)」話しているかは、日本語話者なら理解するのは難しくないだろう。しかし、彼らが「どのように(how)」このやりとりを行っているか、その詳細を正確に把握することは簡単ではない。その理由は単に発話のスピードが速いからではない。私たちは日常的に、あまりにも当たり前会話にこなしているため、「どのように会話を行っているか」を意識し、注意深く観察することがないからである。

下は、上記の会話データに対し、会話分析の 4 つの側面(順番交替, 行為連鎖, 優先性, 修復)に着目し、それらがどのように現れているかを簡潔に示したものである。全体の詳細な分析ではなく、各概念が本事例のなかでいかに観察できるかを概略的に説明したものである。

(1) 順番交替

- 1 行目で A が B に「何を」という疑問詞を用いた質問を宛てて、次の話者として B

を選択している。これは典型的な「他者選択」による順番交替である。2 行目では B がターンを引き受けるが、即座に答えを示せず「なんですかね…」と言い、すぐさま「なんか:」と言い直しながら、この発言順番を維持しようとする。

具体的な仕事を答えさせる質問に対応した返答が返されないから、A は「例えばどんな系の?」と、より答えやすい仕事の「種類」を尋ねる「自己選択」による質問を、再度 B を次話者として選択する(他者選択)。しかし、B はあいかわらず答えられずにいる。6 行目の 1.2 秒の沈黙が次話者獲得の契機となり、7 行目で C が自己選択により、B が以前にバイオリンを習っていたという知識に基づいて、助け舟のように、「バイオリンの先生」と、A の質問への返答の候補を提示する「自己選択」による発言を行う。こうして順番交替の規則は、A の質問による「他者選択」での B への順番交替と、B が返答に窮する状況での沈黙により、C の自己選択による返答候補の提示を許す形で作動している。

(2) 行為連鎖

A が「お小遣い程度の仕事」について B に尋ねる。A の発言は「何を」という疑問視を使用した「質問」であり隣接ペアの第 1 成分である。第 1 成分が特定の参加者に宛てられると、当てられた参加者は第 2 成分である「返答」を産出することが強く期待されることになる。しかし、B は A の質問に適切に当てはまる返答(「何を」と聞かれているから、特定の職業名が求められている)を産出することができないでいるが、何とか答えようとする「応答」を産出している。C による返答候補の提案(「バイオリンの先生」)の提案は、B に宛てられた新たな隣接ペア第 1 成分(「提案」)であり、B から「yahuhuhhhh:[hh]という応答(第 2 成分)を引き出しているものの、その応答は、笑いの呼気を含むもので、その候補が必ずしも真剣な考慮対象とはならないことが示唆されている。C の B への 2 つ目の提案(「街の合気道の先生」)は隣接ペアの第 1 成分である。B は、「合気道を続けていたらいいかもしれないね」という第 2 成分である返答をすることで、一定程度この提案を肯定的に受け入れている。

(3) 優先性

「提案」に対して即時で明瞭な返答が期待されるが、C の 2 つの返答候補(「バイオリンの先生」と「合気道の先生」)の提案は隣接ペア第 1 成分であるから、返答として「受諾／拒絶」という 2 つの選択肢をもつ第 2 成分の産出を期待させるものである。しかし、B は 9 行目(「h yahuhuhhhh:[hh]と 13 行目(「なんかあれだよ。仕事でえ:、なんだろう」)で明確な返答を産出することを遅延させている。これは非優先的応答の特徴が生じていると理解できる。B が非優先的な応答(返答とならない応答)を繰り返すため、C が自己選択で割り込む余地が生まれている。このように、優先的応答が得られない場合、別の参加者が介入して新たな行為連鎖を作動させる展開が生じるこ

とがある。非優先的応答によって行為が停滞すると、他者が話題を補填する形で前進させているのである。

(4) 修復

17 行目で C が「チクセンのおばさん」を引き合いに出すと、18 行目で B は「チクセンでなに？」と質問している。これは、B が先行発言の意味の一部の理解についてのトラブルが生じていることを示唆するものである（「他者修復開始」）。B の聞き返しの質問に対して、C は 19 行目で「チクセン」を「地区センター」と言い直し（「自己修復実行」）、次に A が 20 行目で「地区センターのおばさん」とさらなる修復の実行による明確化を行っている（「他者修復実行」）。この行為連鎖は、話者間で共有されない語が出た際、質問—回答という隣接ペアを用いて語の意味を明らかにする典型的な修復のプロセスである。

以上のように、この短い会話にも、先に説明した会話上の 4 つの組織化原理がはっきりと見て取れる。これらのことは、このように短い日常的会話の断片であっても、高度に系統的で秩序だった相互行為上の仕組みによって支えられていることを示すものといえる。

3 制度的相互行為の会話分析

3.1 「制度的相互行為」の特徴

ここまで説明してきた、日常会話の相互行為は、何らかの社会制度（医療、法、カウンセリング、報道、学校など）が成立する際の基盤としても働いている。そうした社会制度内の状況で生じる相互行為は「制度的会話」ないし「制度的相互行為」と呼ばれることがある。例えば、法制度の中核にある裁判は、紛争や犯罪を法的ルールに基づいて処理するという公式の制度目的を持つが、この目的の実現は、法的書類（起訴状、訴状、答弁書、証拠書類）などのやりとりを含む、法廷（内外）での会話という相互行為を、法律家（裁判官、弁護士、検察官、など）や当事者ないしその他の関係者（原告・被告、被告人、証人など）が、いかに行っていくかにかかっている⁶。

⁶ 会話分析のアプローチは、制度的会話としての「法」という社会秩序の探求に関心を持つ者にとって重要な示唆を与えてくれる。このアプローチは、あらゆる「法的な相互行為が人々の一歩一歩の行為のやりとりの文脈の展開の中で、相互反映的かつ実践的に達成されていく姿を行為者たちの指向に沿った再現可能な詳細さで、相互行為の内側から系統的に分析・記述する。こうした研究は、社会における法の現実の社会における作動を「生きた法実践」として、高い解像度と明晰なパースペクティブのもとで示すものである。詳細は、会話分析（とその知的源流であるエスノメソドロジー）による法研究についての総合的なレビュー（北村 2018, 2021）と解説論文（2022a, 2022b, 2023a, 2023b）を参照。また、個別の法的場面の研究として、調停、法的交渉、

制度的相互行為は、当該制度が与える目的や課題などの固有の特徴を持つものとして成立している。その特徴とは、次のようなものである (Drew and Heritage 1992:22)。

(1) 当該制度に特有のアイデンティティ(役割)を与えられた参加者により、その制度の目的に指向しつつ相互行為が行われる。(例: 裁判員制度の評議では、「裁判官」と「裁判員」という裁判員制度に結びついたアイデンティティを有する者たちがそれぞれの役割や課題(評議で「裁判員」は「意見を述べる」)をもち、刑事被告人の有罪無罪や量刑を決定するという目的を念頭に相互行為が行われる)。

(2) 当該制度の目的や課題を実現するために、許される行為／許されない行為についての制約がある(例: 評議での発言と行為はすべて、①の目的に沿ったものとみなされるものでなければならない。例えば、裁判員法上、裁判員の法的義務は「意見を述べる」こととされるが、評議の最中に見「世間話」が生じても、それが評議上の「意見を述べる」ことの一部と見なされるなら許されるだろう)。

(3) 当該制度に固有の推論枠組みや手続きと結びついている(例: 評議におけるすべての発言は、行為責任主義の原則や推定無罪の原則などの法的枠組みに基づき、最終評決は多数決という手続きによる)。

注意すべきは、こうした「制度的」特徴は、研究上、その状況で生じるあらゆる行為を常に方向づけるものとしてあらかじめ前提されるものではなく、あくまでも行為者たちがその場面において生み出しているものであるということである。したがって、参加者たちが制度の「文脈」に指向しつつどのように特定の制度的な意味を持つ特有の活動を実現しているかについて、外在的な理論やモデルを当てはめたり、その制度の一般的／理念的目的からそこでのやりとりの意味を安易に解釈したりすることに代えて、分析の中で相互行為内在的に発見し証拠づけることになる。つまり、制度的相互行為の分析は、その「制度」を「会話を通じて生み出す(talked into being)」相互行為上の実践的行為を可視化して特定することを目指すものである。

したがって、例えば、裁判員制度での評議会話の研究をする場合であれば、その制度により課された制約を帯びた特殊な相互行為としての「評議」を、参加者たちが相互行為を通じてどのように実践的に実現しているのについて、できる限り参加者たち自身が示す指向に沿って解明することが目指される⁷。

法廷尋問など(北村 2023c; 樫田他 2023)がある。

⁷ 制度的相互行為を分析する際に、次のような諸側面への注目が役に立つ。①順番交替組織(発言順番の交替はどのようになされているか)、②相互行為の全体構造組織(その相互行為はどのような局面と構造を備えているか)、③行為連鎖の組織(どのような行為がどのように結びついて進行するか)、④発話順番のデザイン(発言はどのように構成されているか)、⑤語彙の選択

その際、制度のエージェント(評議では裁判官)の発言や行為は、彼(女)ら自身には自明視されているものの部外者に知られていないようなその制度に関連する専門的知識や組織内の手続きに暗黙裡に依拠して行われていることも多い。したがって、「制度的」場面での相互行為の分析において、「会話参加者の観点」からの分析を適切に行うためには、こうした専門家たちが特定の場面においてどのような専門的知識や手続きに関する事柄をどのように考慮に入れて活動をしているのかという制度的「文脈」を研究者／分析者も十分に理解したうえで分析を行わなければならないことになる。この理由から、制度的相互行為の研究では、研究者は様々なやり方でその制度の専門家に“教えを乞い”，彼(女)らから“学ぶ”ことも重要になる⁸。

3.2 評議会話の具体例を観察する

ここまで説明した会話分析の考え方を使って短い評議の会話をどのように観察できるかについて例示してみよう。

裁判員制度における評議は、評議参加者たちによる発言の「やりとり」、つまり「会話」によって行われていることは自明だろう。

【図 1】NHK「あなたは死刑を言い渡せますか」(0:25:11)



次の【評議会話 1a】はその一例で、普通の会議の書き起こしの形式で書いたものである。

(どのような特殊な語彙が使われているか)、⑥相互行為上の非対称性(参加者間に非対称的な行為の権利と義務が存在するか)(Heritage and Clayman 2010)。

⁸ 一般的には、こうした専門家の指向を理解するためには、専門的実務の実践場面の(参加)観察やインタビューなどのエスノグラフィックな調査、さらには、会話分析の分析知見についての専門家との共同分析セッション(檜田他 2023)などの方法があるだろう。ただし、このことは、会話分析とエスノグラフィーの“統合”の必要性というよりは、制度会話についての行為連鎖の分析を制度の文脈に即して行うために、そもそもそのような制度的「文脈」の理解が前提されることを意味する(Arminen 2000)。

【評議会話 1a】(0:16:04)

裁判員: 実務上もやはりその殺意があれば基本的には死刑で、殺意がないというふうにみなされれば無期懲役と、まあわりとそういう感じに分かれるような感じなんではないかなあ。

裁判長: なんだろう、それほど単純ではないんですけども、まあ大きく言えばそういう傾向にあるかなあ。

それに対して、次の【評議会話 1b】は、上の【評議会話 1a】を、会話分析で用いられるトランスクリプト記号を付して言語以外の情報の詳細を加えて改めて書き起こしたものである(記号の意味については、付録の「トランスクリプト記号」を参照)。

【評議会話 1b】(0:16:04)

1 裁判員 2: 実務上もやはりその殺意があれば:, [基本的には:

2 裁判長: [ええ

3 裁判員 2: 死刑で:, 殺意がないと(.)あの: いうふうにみなさ

4 れれば無期懲役と、まあ、わりとそういう感じに

5 分かれるような:, 感じなんではないかなあ: ?

6 裁判長: なんだろう, (.)それ—それほど単純ではないん[ですけれども、

7 裁判員 2: [>ではないく、

8 裁判長: まあ大きく言えば、まあそういう傾向にあるかなあ: と。

9 裁判員 2: ((うなづく))

【評議会話 1b】に示された発言のやりとりは、【評議会話 1a】と比較してみると、より複雑な詳細を伴って生じていることが分かるだろう。

この抜粋は、裁判員制度導入直前に NHK が制作・放映したドキュメンタリー番組⁹のなかで行われた模擬裁判での評議の会話からとられたものである。

事件は、被告人が以前勤めていた町工場の事務所に侵入して事務所にいた社長とその妻をナイフで刺し 2 年間逃走した末に逮捕されたというものである。社長の死亡について、弁護人はもみあいになる中で刺さってしまったと過失致死罪を主張したのに対し、検察官は殺意があったとして殺人罪で死刑を求刑している。裁判官役には 3 名の元裁判官が、裁判員役には一般市民が選ばれて、台本なしに評議を行っている。この場面は、最終評議の冒頭部分の一部である(抜粋中の J1 は裁判長、J2 と J3 は陪

⁹ 「あなたは死刑を言い渡せますか〜ドキュメント裁判員法廷〜」。NHK 総合テレビで 2008 年 12 月 6 日(土) 午後 7 時 30 分〜8 時 35 分に放映された。

席裁判官、L1-L6 は裁判員）。評議の参加者たちの位置は【図 1】のとおりである。

先に紹介した「順番交替」, 「行為連鎖」, 「優先性」などの秩序が, 現実の会話抜粋にどのようなものとして現れているか確認してみよう。

(1) 順番交替:「順番交替の規則」によれば, 「最初の順番構成単位[文, 節, 句, 語などの発言順番を構成する単位]が順番移行に適切な場所に至ったとき」というのがこの「規則」が適用される出発点となっている。この抜粋では, 1 行目の L2 の発言の開始部分から順番構成単位が始まる。「順番移行適切場所」(順番が交替できる位置) とは, その発言が日本語としていったん完了してもよい場所(完了可能点)とほぼ同一である。したがって, 現在, 1-5 行目(2 行目を除く)の L2 の発言順番は 1 つの順番構成単位から成り, 現話者(裁判員 2)の発言が 5 行目の末尾の「順番移行適切場所」に至っている, と考えられる。

【図 2】(L2 の発言場面での視線の向き)



(1-a)のルールは, 「現在の発言順番が, 次の話者を選択するように組み立てられていれば, その選択された者が次の発言順番を取る権利・義務を得て, 順番が替わる」である。抜粋では, 裁判員 2 の発言(「現在の発言順番」)は, 視線を裁判長に向ける(【図 2】)というやり方で, 「質問」(隣接ペア第 1 成分)を裁判長に宛てるという方法により次話者として裁判長が選択されている。そして実際に, 直後の 6 行目から裁判長が発言を開始することで, 発言順番の交替が実現している((1-a)「他者選択」による順番交替)¹⁰。

¹⁰ L2 の発言の途中の 2 行目で J1 が「ええ」と発言をしていたり, J1 の発言の途中の 7 行目で L2 が「>ではない<」と発言をしていたりする。これらは, 「順番交替」の「規則」への違反のように見えるかもしれないが, そうではない。J1 の「ええ」は, 自分(J1)は発言順番を取らないことを示すことで L2 の発言をさらに促すものである。また, この J1 の発言の途中から L2 の発言「>ではない<」が重なっている。J2 にとっては, L1 が「それほど単純では」と発言した位置付近までのその発言の組み立て方から, この発言が「...ではない」という否定を示すものとして産出されることが予期可能である。L2 は, J1 の発言が完了する前にその「否定」的返答を予期してそれを自分が

(2)行為連鎖

1-5 目の L2 による発言は、その組み立てからも、末尾の音程の上昇(「?」は文法上の疑問文を示す記号ではない)からも、「質問」という行為をしていると理解できる。「質問」は、「隣接ペア」の第 1 成分となるものであるから、第 2 成分となる「返答」の産出を機会づける(「条件的適切性」)ものである。実際に、その直後に、6-8 行目で J1 は「返答」と聴く(理解する)ことができる発言をおこなっている。このことは、L2 の最初の発言を J1 自身が自分に宛てられた「質問」として理解したことを遡及的に確認することにもなり、両者の間に、自分たちが行っていることについての暫定的な相互理解が生み出される。また、この J1 の「返答」行為を、L2 は「うなずく」という身体動作によって(「その発言を」受け取る)行為を行っている。したがって、ここでは、「質問」-「返答」という「隣接ペア」が、第 2 成分に対する「受け取り」行為により「後続拡張」された「行為連鎖」が生じていることになる。

(3)優先性

L2 の「質問」は、「はい／いいえ」を求める形式を持つ「質問」(肯否質問)(隣接ペア第 1 成分)であり J1 に宛てられている。したがって、行為連鎖上、J1 の「返答」が産出されるべきことが強く期待される状況である。「優先性」についての先の説明によれば、「優先的」な応答は、肯定を表す「はい」「そうです」などの語とともに、直後に単純な形式で産出されることが通例である。

しかし、6 行目の J1 の発言は、「なんだろう、(.)」という、後続する応答が単純でないことを示唆する冒頭発言部分により開始されることで、「はい／いいえ」の返答がすぐには産出されないやり方がとられている。また、「(.)それーそれほど」という中途停止(「-」)と言い直しなどの発言の乱れを含みつつ、「それほど単純ではないんです・・・」と L2 の肯否質問への「否定」を示す「非優先的」応答として(前半部分は)構成されている。しかし、その発言は、「・・・ですけれども、」と逆接を示す言葉によって継続されて、「まあ大きく言えば、まあそういう傾向にあるかなあ:と。」で終結しており、L2 発言全体の構成としては、L2 からの「質問」を「肯定」(優先的応答)する「返答」として組み立てられている。

ただし、「それほど単純ではないんですけれども」と条件が付されたり、「まあ、」大きく言えば、「傾向」、「・・・かなあ」といった、断定を回避し肯定の度を弱める言い回しが使われて、「非優先的」応答の特徴を色濃く示すものである点で、“両義的”な構成をもつものといえる(この“両義性”の意義については次の(4)を参照)。

理解したことを、発言を早めに出発させることを通じて強いやり方で示すことを行っているのである。したがって、これらの事実は、「順番交替の規則」への“違反”ではなく、この規則への指向を背景として行われているこの規則の実践的使用なのである。

(4)評議の「制度性」

日常会話でも、「質問」と「返答」の行為連鎖は頻繁に生じる。しかし、この抜粋での「質問」と「返答」は、法実務上の殺意と刑罰との関係についてのものであり、かつ（ここでは示していない前後のやりとりから）それが有罪／無罪と刑罰の決定のために必要な質疑の一部として行われていると理解可能な、より大きな相互行為の文脈の一部である。

また、この「質問」－「返答」の行為連鎖は、“素人”の「裁判員」からの法の専門的知識を求める「質問」に対して、“法の専門家”である「裁判官」が法令上求められる「説明」を行うもの（の一部）であることが、次のような相互行為の詳細から理解できる。

例えば、一方で、L2 の「質問」は、「まあわりとそういう感じに」、「感じなんでしょうかねえ：？」と自己の質問内容についての“自信のなさ”（不確しさ）を示唆する構成がとられているとともに、「実務上もやはりその殺意があれば：・・・」と、「（法）実務上の」（自分には欠如している）専門的知識や情報を求める形式をもつ。こうしたことは、L2 がその発言において、その「質問」が“素人”（専門知識をもたない者）である自分が“専門家”（専門知識をもつ者）に対して専門的知識や情報を求めるものであることを黙示的に前提するものである。それと対照的に、J1 の応答は、非優先的応答（否定）の特徴をもちつつも全体としては優先的応答（肯定）の形式をもつ、（先に指摘したような）“両義性”を帯びたものである。この両義性は、“素人”への配慮（“専門家”が“素人”の発言を言下で否定することは回避されるだろう）をうかがわせるものと理解できるとともに、L2 の「質問」が想定する選択肢（「はい／いいえ」）のどちらかを選んで「返答」できるほど「それほど単純ではない」のであるから、L2 の「質問」の内容と構成自体がそもそも適切なものではなかったことが示されることになる。これらのことは、L2 と J1 の間に“専門家”と“素人”というアイデンティティ上の差異と法的知識の不均衡とを強く浮かび上がらせることになる¹¹。

この抜粋の以上のような詳細は、ここでの「質問」と「返答」が、裁判員制度の評議という「制度」の目的や課題（制度の「文脈」）へと指向するものであることを示唆するものといえよう。

以上のような発言のやりとり（及びその前後の会話の展開）を通じて、そのやりとりを

¹¹ もちろん、この抜粋で J1 は法の専門家である「裁判官」であり、L2 は一般市民の「裁判員」であることは、裁判員制度とその評議という制度上自明のことである。しかし、「教員」という社会的身分・立場を持つ者と「学生」という社会的身分・立場をもつものとの関係が常に「授業／教育」という相互行為ではないことと同様に（「教員」が「学生」のアルバイト先で出会って会話をすれば、それは「客」と「店員」というアイデンティティ間でのサービス提供とその受領という相互行為であるだろう）、その会話がどのような種類と性質のものであるか、そこでやりとりをしている者たちは「誰」（アイデンティティ）であるのかについての理解可能性は、社会的身分や立場から自動的に生じるというよりは、相互行為が実際にどのようなやり方・方法によって実現されているかに依存するのである。

する者が「誰」(アイデンティティ)でありその発言が「何」をしている(行為)のかについての相互理解が生み出されていくとともに、この相互行為の場面が「評議」として理解されるものとなる。したがって、この場面にある人々は、いわば、そこでの漸進的で継続的な相互行為の展開への参加を通じて「裁判員／裁判官」となるのである¹²。

9 小括

会話分析(CA)は、単に言語表現のみならず表情、身ぶり、視線、人工物の使用など、多様なモードが関与する実際の会話的相互行為の秩序を系統的に分析するアプローチである。日常会話だけでなく、法廷や診療室、教室といった制度的文脈における相互行為の分析手法として、社会科学の諸分野で利用されている。

エスノメソドロジーの考え方と共通する会話分析の基本視点は「会話参加者の観点」に基づき、発話の置かれる文脈や状況を考慮し、相互行為の秩序を捉えることである。会話は、単なる情報伝達ではなく、発話者と受け手が交互に行為を生成し、応答を繰り返す動的な過程である。したがって、発話を文脈から切り離して解釈するのではなく、その発言がどのような文脈で何を行おうとしているのかを捉える必要がある。

会話分析の研究は、会話の実現に関わる主要な秩序原理を明らかにしてきた。代表的な概念には、「順番交替」「行為連鎖」「優先性」「修復」が含まれる。

会話分析は、参加者が暗黙に従っているこうした秩序や規範を、録音・録画データとそのトランスクリプトを詳細に観察することによって解明するアプローチである。ここでは、発話が「その場の文脈に依存すると同時にその文脈をも創出している」という、相互行為における二重の文脈依存性を重視する。これによって、会話の中で「何がどのように行われているのか」を解き明かし、具体的な相互行為の秩序がどのように形成されるかを理解する分析知見を提供する。

会話分析が探究する相互行為／コミュニケーションの秩序は、個々の会話場面の独自の条件に合わせて構成されると同時に、どのようなコミュニケーション状況においても汎用的に機能する方法論的メカニズムを含んでいる。したがって、こうしたアプローチは、日常会話以外にも、法廷尋問、裁判員評議、法律相談、調停などの「法」制度的場面の秩序を探究するうえでも大きな力となるのである。

エスノメソドロジーに基づく会話分析のアプローチによって、さまざまな法的場面において参加者たちが協働的に実現していく「生ける秩序」(H. Garfinkel)の在り方を探

¹² 会話分析の重要な知的源泉である「エスノメソドロジー(人々の方法論)」という語は、陪審員たちの評議の「方法」への指向にちなんで、H. ガーフィンケルが造語したものである。彼はその研究の中で、陪審員たちが常識的知識に依拠した固有の「方法」を用いて評議のやりとりを進めることを通じて「陪審員となる (becoming a juror)」(Garfinkel 1967:110-112)ことを見出していた。

究できるのである¹³。

なお、本稿は日本学術振興会・科学研究費（課題番号 20H01417, 23H00877, 23H00880）による研究成果の一部である。

[付録: 会話分析で用いられる記号]

記号	名称	記号	名称
(0.4)	沈黙の時間	↑ 文字	急な音の上昇
?	上昇イントネーション	↓ 文字	急な音の下降
:	音の引き伸ばし	(文字)	不明瞭な部分
h	呼気音	> 文字 <	発言の加速
.h	吸気音	< 文字 >	発言の減速
[	同時発話の開始	文字-	突然の中断
]	同時発話の終了	hh	笑い声
=	発話の密接な連続	° 文字 °	小声
((文字))	分析者のコメント	CAPS	大声の発話
,	継続イントネーション	/太文字	
.	終了イントネーション		

[参考文献]

(欧文)

- Arminen, Ilkka (2000) “On the context sensitivity of institutional interaction”.
Discourse and Society 11(4): 435-458.
- Drew, Paul and Heritage, John (eds.), 1992, *Talk at Work: Interaction in Institutional Settings*, Cambridge: Cambridge University Press, 419-520.
- Garfinkel, Harold (1967) *Studies in Ethnomethodology*, Englewood Cliffs, NJ, Prentice-Hall.
- Heritage, John and Clayman, Steven E. (2010) *Talk in Action: Interactions, Identities, and Institutions*. Wiley Blackwell.

¹³ 筆者による具体例となる法的場面の相互行為の分析として、北村 2021a, 2022d, 2023c, 2023b（紛争研究の面接）、2023d, e, f 裁判員評議）、2023b, 2023i, 2025b（法廷尋問）、2023a（交渉）、2023g（法律相談）、2023h（調停）、2025d（緊急通報）がある。

- Heritage, John (1984) *Garfinkel and Ethnomethodology*, Polity Press, Cambridge.
- Maynard (2006) “Comment—Bad news and good news: losing vs. finding the phenomenon in legal settings,” *Law & Social Inquiry* 31 (2) : 477–497.
- Sacks, Harvey (1992) *Lectures on conversation*, 2 Vols . (Fall 1964 - Spring 1972). Blackwell.
- Sacks, Harvey, Emanuel A Schegloff and Gail Jefferson (1974) “A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation,” *Language*, 50 (4). (H. サックス・E.A. シェグロフ・G. ジェファーソン (西阪仰訳) 『会話分析基本論集—順番交替と修復の組織』世界思想社, 2010.
- Sidnell, Jack and Stivers, Tanya (eds.) (2012) *The Handbook of Conversation Analysis*. Wiley-Blackwell.

(和文)

- シェグロフ, E.A. (1980=2018) (西阪仰訳) 『会話分析の方法——行為と連鎖の組織』世界思想社, 2018.
- 樫村志郎 (1989) 『「もめごと」の法社会学』弘文堂.
- 樫村美雄・北村隆憲・岡田光弘・米田憲市 (2023) 『法実践の解剖学—ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』恒洋書房.
- 串田秀也・平本毅・林誠 (2017) 『会話分析入門』勁草書房.
- 高木智世・細田由利・森田笑 (2016) 『会話分析の基礎』ひつじ書房.
- 三島聡編 (2015) 『裁判員裁判の評議デザイン—市民の知が活きる裁判を目指して』日本評論社.
- 山崎敬一・浜日出夫・小宮友根・田中博子・川島理恵・池田桂子・山崎晶子・池谷のぞみ編 (2023) 『エスノメソドロジー・会話分析ハンドブック』新曜社.
- 小宮友根 2011. 『実践の中のジェンダー——法システムの社会的記述』新曜社.
- 森本郁代・北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウ タツヤ・國井恒志 (2023) 『裁判員裁判の評議を解剖する—ブラックボックスを開く会話分析』日本評論社.
- 前田泰樹・水川喜文・岡田光弘編 『エスノメソドロジー——人々の実践から学ぶ』新曜社, 2007.
- 北村隆憲 (2018) 「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学 55 号 1–56.
- 北村隆憲 (2021a) 紛争経験調査における「質的研究」の意義—エスノメソドロジーからのアプローチ (東京大学社会科学研究所) 超高齢社会における紛争経験と司法政策 ディスカッション・ペーパー・シリーズ (7) 1–29.
- 北村隆憲 (2021b) 『エスノメソドロジー・会話分析』と法社会学——『生ける秩序』としての『法』の経験的探究に向けて」東海法学 61:97–123.

相互行為の秩序を探究する（北村）

北村隆憲（2022a）「法的場面のコミュニケーションを探究する―「法の相互行為分析」
（1）」東海法学 62:1-25.

北村隆憲（2022b）「エスノメソドロジーによる社会秩序の探究―「法の相互行為分析」
（2）」東海法学 63:17-58.

北村隆憲（2022c）評議における「定式化」とその意義―ファシリテーションの一形式と
して 法と心理 22(1) 32-38.

北村隆憲（2022d）「紛争経験」の相互行為分析―面接調査において「トラブル」の事
実性はいかに達成されるか 法社会学 (88) 150-178.

北村隆憲（2023a）「交渉を「コミュニケーション」として探究する―「相互行為分析」の
交渉学への寄与」日本交渉学会誌(Japan Negotiation Journal) 64:1-33.

北村隆憲（2023b）「裁判への期待／懸念」はいかに語られたか―司法経験に関する
面接調査データの「質的研究」とその意義（佐藤岩夫・阿部昌樹・太田勝造
編）『現代日本の紛争過程と司法政策―民事紛争全国調査 2016-2020』東
京大学出版会 684-702.

北村隆憲（2023c）「面接調査」の相互行為分析―調査者と対象者は「紛争経験」をい
かに達成するか 法と社会研究 (8) 63-92.

北村隆憲（2023d）評議の会話を研究する意義―会話分析のアプローチ（森本郁代・
北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウタツヤ・國井恒志編）『裁判員裁判の評
議を解剖する―ブラックボックスを開く会話分析』日本評論社 31-59.

北村隆憲（2023e）評議を「会話参加者の観点」から分析する―評議会話の量的研究
と会話分析（森本郁代・北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウタツヤ・國井恒志
編）『裁判員裁判の評議を解剖する―ブラックボックスを開く会話分析』日本
評論社 60-76.

北村隆憲（2023f）裁判官による評議「マネジメント」の一側面―会話資源としての「後
ろの位置」における発言（森本郁代・北村隆憲・小宮友根・三島聡・サトウタツ
ヤ・國井恒志編）『裁判員裁判の評議を解剖する―ブラックボックスを開く会
話分析』日本評論社 188-206.

北村隆憲（2023g）法律相談のコミュニケーションを可視化する―全体構造組織と相
互理解の技法（樫田美雄・北村隆憲・米田憲一・岡田光弘・曾場尾雅宏編）
『法実践（リーガル・コミュニケーション）の解剖学―ビデオ・エスノグラフィーか
ら臨床法学へ』晃洋書房 115-172.

北村隆憲（2023h）調停のコミュニケーションを可視化する―メディエーションの相互
行為分析（樫田美雄・北村隆憲・米田憲一・岡田光弘・曾場尾雅宏編）『法実
践（リーガル・コミュニケーション）の解剖学―ビデオ・エスノグラフィーから臨
床法学へ』晃洋書房 67-114.

北村隆憲（2023i）法廷尋問のコミュニケーションを可視化する―反対尋問の相互行

為分析(樫田美雄・北村隆憲・米田憲一・岡田光弘・曾場尾雅宏編)『法実践(リーガル・コミュニケーション)の解剖学—ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ』晃洋書房 173-212.

北村隆憲(2023j)「法のエスノメソドロジー」(山崎敬一・浜日出夫・小宮友根・田中博子・川島理恵・池田桂子・山崎晶子・池谷のぞみ編)『エスノメソドロジー・会話分析ハンドブック』新曜社 358-369.

北村隆憲(2025a)「カテゴリー使用の秩序を探究する—「成員カテゴリー化分析」」東海法学 68.

北村隆憲(2025b)「法廷尋問の相互行為を探究する—「ケネディ・スミスのレイプ事件」における反対尋問の技法」東海法学 68.

北村隆憲(2025c)「エスノメソドロジー・会話分析」による「質的探究」—緊急通報における「法」の達成(和田仁孝・高橋裕・山田恵子編)『質的探究 法社会学』北大路書房.

北村隆憲(2025d)エスノメソドロジー・会話分析と「生ける秩序」の法社会学(監訳者解説)(北村隆憲監訳)『法のエスノメソドロジー—「生ける秩序」の法社会学』(監訳者解説)新曜社.

きたむら たかのり(本学法学部客員教授)

